

震災時等における危険物の 仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策 及び手続きの運用に関する手引き

安来市消防本部

(令和4年1月1日制定)

目 次

	頁
1 目的	2
2 震災時等に想定される危険物の仮貯蔵等の形態	2
3 事前協議及び実施計画書	2 ～ 3
4 仮貯蔵等の承認申請の手続き	3 ～ 4
5 危険物施設での臨時的な危険物の貯蔵・取扱い	4
6 手数料の免除措置等	4
7 運用の適用開始及び終了	4
★ 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いのフロー	5
別記様式 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い事前計画報告書	
別添資料1 ドラム缶等による燃料の仮貯蔵・仮取扱い	
別添資料2 危険物を収納する設備等から危険物を抜き取る仮貯蔵・仮取扱い	
別添資料3 移動タンク貯蔵所等による軽油の給油・注油等仮貯蔵・仮取扱い	
別添資料4 可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所に接続して給油等を行う仮取扱い	
別添資料5 震災時等における仮貯蔵・仮取扱いの安全対策	

1 目的

東日本大震災では、給油取扱所等の危険物施設に被害が生じたことや、被災地への交通網が寸断したこと等から、通常の貯蔵や取扱いができず、ドラム缶や地下貯蔵タンクから手動ポンプを用いた車両等への給油・注油等、危険物施設での臨時的な取扱い及び避難所等の危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵、取扱い等平常時とは異なる対応が必要となり、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 1 項ただし書に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが多数行われた。

このような状況下での安全を確保するため、総務省消防庁において「東日本大震災を踏まえた仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方に係る検討会（平成 24 年度消防庁開催）」で検討が行われ、その結果を踏まえた「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定され、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて（H25.10.3 消防災第 364 号、消防危第 171 号消防庁国民保護・防災部防災課長、危険物保安室長通知）で示されたところである。

本市においても、震災その他大規模な災害等によって、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、危険物について通常の貯蔵又は取扱いが著しく困難となるおそれがあることから、ガイドラインの留意事項等を踏まえ、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）及び危険物の臨時的な貯蔵・取扱いの安全対策に係る指導等並びに震災時等に安全を確保した上で迅速に危険物の仮貯蔵等の承認が行えるよう、仮貯蔵等承認申請に係る手続き等の留意事項及び運用について定めるものである。

2 震災時等に想定される危険物の仮貯蔵等の形態

震災時等の被害状況により危険物施設以外の場所（少量危険物貯蔵取扱所を含む。）での臨時的な指定数量以上の危険物の仮貯蔵等は次のような場合がある。

- (1) 移動タンク貯蔵所から車両、重機等への給油又は注油
- (2) ドラム缶等による貯蔵及び取扱い
- (3) 変圧器の修繕、点検のため、変圧器内部の絶縁油の抜き取り等
- (4) 施設の改修、点検、解体をするための貯蔵タンクからの残油抜き取り等
- (5) 電源確保のため、非常用発電機や仮設発電機への燃料補給
- (6) 救援物資等の集積場所での危険物貯蔵（防災拠点及び防災備蓄倉庫等）

3 事前協議及び実施計画書

(1) 事前協議

震災時等に危険物の仮貯蔵等の申請が想定される電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁、その他の事業者は、事前に想定される危険物の仮貯蔵等に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画、事務手続きについて事前に消防本部予防課と協議した上で、別記様式の震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画報告書（以下「実施計画書」という。）を作成し提出すること。

また、予防規程を定める必要のある危険物施設の事業所は、当該予防規程に実施計画書の内容について反映させ、予防規程の変更の認可を受けること。

(2) 実施計画書

危険物の仮貯蔵等に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等について次の具体的な事項を記載した内容とすること。（別添資料 1～5 参照）

ア 目的

イ 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

- ウ 詳細レイアウト
- エ 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類・品名・数量
- オ 指定数量の倍数
- カ 貯蔵及び取扱いの方法
- キ 安全対策
 - (ア) 可燃性蒸気対策
 - (イ) 保有空地の確保
 - (ウ) 標識等の設置
 - (エ) 流出防止対策
 - (オ) 火気使用制限
 - (カ) 静電気対策
 - (キ) 消火設備の設置
 - (ク) 危険物取扱者
 - (ケ) 二次災害発生防止
 - (コ) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備
 - (サ) その他危険物の取扱い形態による安全対策
- ク 管理状況
- ケ その他必要な事項

4 仮貯蔵等の承認申請の手続き

(1) 震災時等における危険物の仮貯蔵等の承認申請手続きの運用の適用

震災時における危険物の仮貯蔵等が安全で迅速かつ適切に実施できるように地震、台風、水火災等により甚大な被害が発生し、市域若しくは区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合又はこれと同等以上の被害があると認められた場合で、消防長が本運用により危険物の仮貯蔵等の承認申請手続きを行う必要があると認められる場合に適用する。

(2) 実施計画書が提出されている場合の対応

ア 電話等による承認申請

発災直後等により、応急的に災害対応や公共の安全上特に必要があると認められる場合は電話等の口頭で仮貯蔵等の承認申請を行うことができる。

また、通信手段や交通手段等の確保が困難で消防本部へ連絡できない場合であっても、事前計画に則り仮貯蔵等を行うことができるが、連絡手段が確保できたときに速やかに電話等により承認申請を行うこと。

イ 申請書の提出

電話等により口頭による承認を得た場合であっても、来庁により書面での申請が可能となったとき、速やかに危険物の規制に関する規則第1条の6に規定する危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書（様式第1の2）を提出すること。

ウ 仮貯蔵等の再承認

仮貯蔵等を繰り返し行う場合の再承認は特に必要と認められる場合とし、次の事項に留意すること。

(ア) 再承認の際には、再度仮貯蔵等の申請を行うこと。

(イ) 承認期間内であっても、仮貯蔵等を行う必要がなくなった場合は、速やかに危険物を除去すること。

(ウ) 再承認は、原則3回までとすること。

(3) 実施計画書が提出されていない場合の対応

原則、危険物の規制に関する規則第1条の6に規定する危険物仮貯蔵・仮取

扱い承認申請書（様式第1の2）を提出すること。ただし、予防規程に危険物の仮貯蔵等に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な事項を記載してある場合は電話等による仮貯蔵等の承認申請を行えるものとする。

なお、繰り返し仮貯蔵等を行う場合にあっては、（2）ウに準じるものとする。

5 危険物施設での臨時的な危険物の貯蔵・取扱い

（1）臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが、危険物施設の許可外危険物の貯蔵・取扱い又は利用方法が全く異なる設備等の利用等による場合には次の手続きが必要となる。

ア 危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請が必要な場合

例：① 地下貯蔵タンクからの危険物抜取り及びドラム缶等による貯蔵
② 屋外貯蔵タンクからの危険物抜取り及び屋外貯蔵タンクへの危険物移送

イ 位置、構造及び設備の変更を伴い、変更許可申請又は軽微な変更届が必要な場合

例：① 給油取扱所での緊急用可搬式給油ポンプの使用
② 非常用発電機の設置及び使用

（2）設備等が故障した場合に備えて予め準備された代替機器の使用や停電時における非常用電源や手動機器の活用等を行う場合には次の手続きを行うこと。

ア 許可内容への内包

事前に変更許可申請又は軽微な変更届による資料の提出により、臨時的な危険物の代替機器等に関する位置、構造及び設備に関し、許可内容に内包すること。

イ 予防規程への記載等

予防規程を定めなければならない危険物施設については、業務継続の観点から、発災時の緊急対応、施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順、維持管理、定期的な従業員に対する教育、対応訓練等に関する事項を予防規程及びこれに基づくマニュアル等に規定するとともに、予防規程の変更認可を受けること。

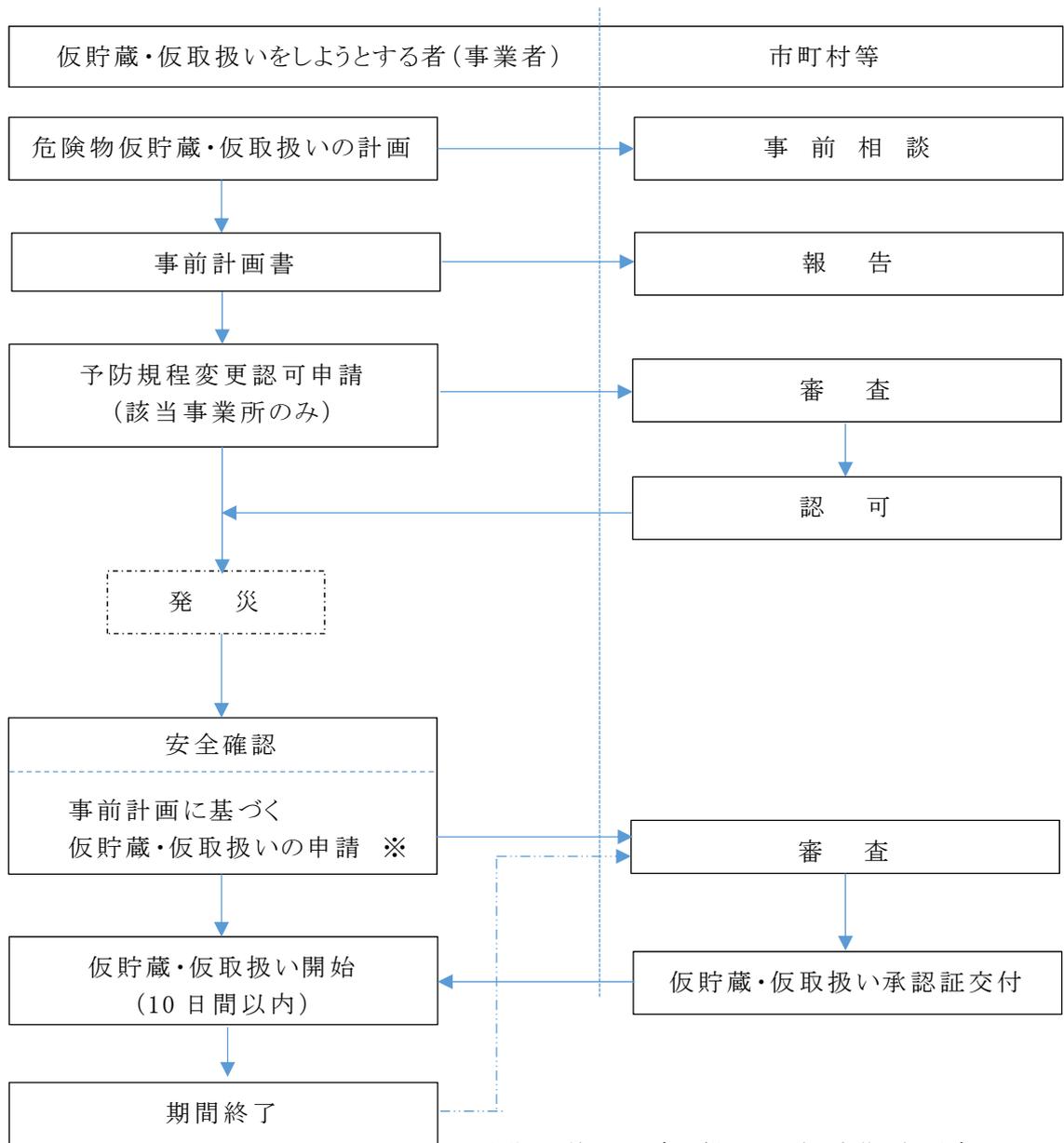
6 手数料の免除措置等

震災時における仮貯蔵等にかかる手数料は、災害による被害状況等を踏まえ、安来市消防手数料条例（平成16年条例第65号）第6条第3号に規定する免除措置を適用することが考えられることから、安来市消防手数料の免除に関する規則（令和3年10月安来市規則第63号）に基づき、危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の提出時等に併せて、消防手数料免除申請書（様式第1号）を提出すること。

7 手続き運用の適用の開始及び終了

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策及び手続きの運用に関する適用の開始及び終了については、震災時等発生後消防長が決定し通知する。

★ 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いのフロー



★期間終了以降も繰り返し仮貯蔵・仮取扱いを行う場合は再度申請を要する。 ※

注 1 ※印の手続きは、申請手数料が必要となる。

ただし、安来市消防手数料の免除に関する規則に規定する消防手数料免除申請の承認を受けた場合はこの限りでない。

なお、安来市消防手数料の免除に関する規則第 2 条第 1 項文中の「これと同等以上の被害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）等をいう。